

イギリスの学校選択——公共サービスにおける利用者の選択

児山正史

目次

はじめに

第一章 背景

一 教育制度

二 三分岐制と総合制

三 一九八〇年代以降の教育改革

第二章 学校選択（二）潜在的傾向

一 競争

二 資源

三 選択能力

第三章 学校選択（二）対応策

一 競争

二 資源

おりに

はじめに

本稿は、公共サービスにおける利用者の選択の観点から、主に一九八〇年代以降のイギリスの学校選択を分析し、準市場に関する理論化を試みる。⁽²⁾

イギリスでは、一九八〇年代（特に末頃）以降、生徒や親による学校選択の自由が大幅に拡大した。イギリスの教育学者は、特に階級間の相違に注目して、学校選択の実態を調査してきた。本稿は、このような調査を筆者の分析枠組に従って整理し、準市場の潜在的傾向と政府の対応策（技術的有効性と政治的 possibility⁽⁴⁾）の理論化を試みる。

なお、二次資料の整理という方法をとるのは、既に豊富な実態調査が存在することを踏まえて、同じような研究をもう一つ付け加えるよりも、それらを体系的な枠組に基づいて整理し、理論的な示唆を得る方が有益だと判断したからである。

日本の行政学にはイギリスの学校選択に関する研究は見られない（教育を素材とした研究自体が少ない）。日本の教育学者はイギリスの学校選択の経緯、議論、制度などを紹介しており（望田「一九八六、一九九一、一九九四、一九九六」、建田「一九九三」、細金「一九九八」）、本稿もこれらの研究に多くを負っている。しかし、学校選択の効果を

本稿のような観点・視点から体系的に分析し、理論化した研究はなく、特に政府の対応策の分析が不足している。

本稿の構成は以下の通りである。第一章では、背景説明として、イギリスの教育制度を簡単に紹介した上で、かつて存在した学校選択である三分岐制、利用者の選択を認めない総合制、そして、再び学校選択を拡大した一九八〇年代以降の教育改革を概観する。第二章と第三章では、一九八〇年代以降の学校選択の潜在的傾向（第二章）と政府の対応策（第三章）を分析する。最後に、準市場に関する理論化を試みる。

注

- (1) 本稿でいう準市場（quasi-market）とは、政府が資金を提供し（「準」）、供給者と利用者の間に交換関係が存在する（「市場」）サービス供給方式である。準市場の概念については（児山〔一九九九a〕第一章二）を参照。
- (2) 本稿は、筆者の博士論文（児山〔一九九八〕）の「第二章 イギリス」と「結論 理論的検討」を修正したものである。博士論文のうちアメリカと日本の学校選択に関する部分も本誌上で順次発表する予定である。従つて、本稿で提示する理論はイギリスの分析から得られる限りの暫定的なものである。次稿以降では、アメリカと日本の分析に基づいて、この理論を補強し、新たな理論を付け加えていくことにする。
- (3) 準市場で利用者が選択を実現するためには、選択の対象となる多くの供給者が存在し（競争）、利用者が供給者に提供するための資源を保有し（資源）、選択の機会をうまく活用する能力を持つ（選択能力）、という条件が必要である。準市場の分析枠組については（児山〔一九九九a〕第二章）を参照。
- (4) 準市場には利用者の選択を制約する潜在的な傾向があり、政府はこの傾向を抑止するためにさまざまな対応策をとることができる。しかし、政府の対応策は常に成功するとは限らず、また、選択をめぐる対立を引き起こすかもしれない。従つて、政

府の対応策の技術的な有効性と政治的な可能性を検証する必要がある。「潜在的傾向」と「政府の対応策」という分析視角については（児山「一九九九b」第三章三）を参照。

第一章 背 景

本章では、一九八〇年代以降の学校選択の背景を説明する。まず、イギリスの教育制度を簡単に紹介し、次に、三分岐制と総合制、そして一九八〇年代以降の教育改革を概観する。

一 教育制度

イギリスの教育制度の大枠は一九四四年教育法によつて設定された。その概略は以下の通りである。

初等中等学校は、五～一一歳（六年間）の初等学校と一一～一八歳（七年間）の中等学校からなり、後者はさらの一～一六歳（五年間）の義務教育段階と一六～一八歳（二年間）の義務教育後に分かれる。

初等中等教育行政は、中央・地方・学校の三つのレベルに分かれている。第一に、中央政府には教育省が設けられており、その大臣は、学校を直接設置・維持しないが、国の政策遂行のために地方教育当局を統制・指揮する権限を持つ。第二に、地方教育当局は、学校を設置・維持し初等中等教育を提供する直接の責任と権限を持つ。なお、地方教育当局とは、地方公共団体の教育行政の機能に着目した場合の名称である。第三に、各学校には学校理事会が設けられ、学校の管理・運営に当たつている。理事の構成は、現在は保護者・地方教育当局・校長・教員・その

他のメンバーからなる。一九八〇年代以降の教育改革は、これら三者の関係の大変な変更を含んでおり、内容については後述する。(Dent [1977] 14, 248, 46-62; 文部省「一九九五」一六四・一七五一八)

二 三分岐制と総合制

上述のような大枠の内部で、中等学校における三分岐制から総合制への変化が生じていた。一九六〇年代前半では三分岐制と呼ばれる学校選択が広く行われていたが、そこには利用者の選択に対する制約が存在した。一九六〇年代後半から一九七〇年代にかけて、利用者の選択を認めない総合制が拡大したが、同時に選択の要求も高まった。一九八〇年代以降、再び学校選択が拡大したが、そこには三分岐制への批判を意識した対応策が組み込まれている。

1 三分岐制

三分岐制とは、一歳時点の試験に基づき、グラマー・スクール（主として大学進学を目指す者のための七年制の学校）、モダン・スクール（グラマー・スクールに進学しない生徒のための通常五年制の学校）、テクニカル・スクール（特に技術系の強化に重点を置いた七年制の学校）の三種類の学校に生徒を振り分ける制度である。

当時、グラマー・スクールには同一年齢層のうち上位二五%が、テクニカル・スクールにはその次の数%が、モダン・スクールには「その他大勢」が進学するものとされた。この制度について政府は「教育内容は異なるが同等の価値を有している」という「威信の同格」を唱えたが、実質的には格差構造が見られた。つまり、上流階級はパ

ブリック・スクール（私立学校）、中流階級はグラマーあるいはテクニカル・スクール、労働者階級はモダン・スクールへ行くという、複線的な学校体系だった。また、格差は「威信」だけでなく物質的な面においても存在した。モダン・スクールは他の学校よりも予算配分・学級規模において不利であり、逆にグラマー・スクールは予算をはじめとする多くの点で優遇されていた。

一九五〇年代にはこのような三分岐制に対する批判が現れた。例えば、一歳試験が一〇%前後の「誤った選別」を生み出す可能性や、三分岐システムが社会階級間の分離を再生産する危険性、そして、一歳試験の圧力や過度の受験準備教育などの弊害の指摘等である。（Dunford & Sharp [1990] 19-22；文部省〔一九九五〕一六四、志水〔一九九四〕二五、望田〔一九九六〕八七・九一一〇七）

本稿の枠組に従つて分析すると、三分岐制には利用者の選択に対する以下のような制約が存在した。

第一に、競争という条件については、政府は三種類の学校を設置し、それらの間に「威信の同格」が存在すると主張したが、実際には大学進学向けの学校が高く評価され、予算・生徒構成の点でも上位に置かれた。すなわち、学校間には序列・格差があり、魅力的な選択の対象は限られていた。

第二に、資源という条件については、学力の高い生徒を優遇する「いいとこ取り」（cream-skimming）が行われていた。そのため、一歳試験で高得点を上げるだけの学力を持つ生徒は希望した学校に受け入れられたが、学力を十分に持たない志願者は拒否され、不本意な学校への入学を強いられた。さらに、学力による選抜は階級による選抜と同様の効果を持ち、労働者階級の生徒は評価の高い学校に受け入れられにくかった。また、選択の条件となる学力を獲得するために、選択とは別の局面において受験準備教育を強いられる者もいた。

2 総合制

総合制中等学校は、一歳試験なしに地域のすべての生徒を受け入れる学校である。これは、三種類の学校を設置することが不可能または不経済となる過疎地域において早くから設置されてきたが、一九六〇年代後半以降、急激に拡大した。総合制中等学校に通う生徒の割合は、一九六五年には9%だったものが、一九七〇年には32%，一九七五年には70%にまで増加し、一九九五年には総合制の在学者が公立学校全体の約90%を占めていた。なお、私立学校への進学率は60.7%である。この急激な増大は中央政府による上からの圧力だけによるものではなく、その背景には、一歳試験に合格できずモダン・スクールへの通学を余儀なくされた中産階級の家庭による下からの圧力が存在した。(Dunford & Sharp [1990] 22-3; Power [1992] 495; 望田 [一九九六] 一二四・一四二、文部省 [一九九五] 一六四、志水 [一九九四] 二十九)

しかし、総合制が拡大すると同時に、学校選択の要求も強まった。一九四四年教育法では、親の希望の尊重の原則が打ち出されていたものの、中央・地方教育当局は「効率的な教育の提供」および「不当な公的支出の回避」という条件に基づいて親の希望を拒否することが可能であり、判例においてもこの二条件がかなり重視されていた。この法的枠組は、中等学校の総合制化が進展するにつれて、問題を含むものであると認識されるようになつた。総合制化に伴う通学区の設定は学校選択の余地を狭め、また、総合制学校は質の低い教育しか提供できないと認識されたからである。

このような不満は、教育科学大臣への不服申立件数の増加や、政党による親の学校選択の主張にも反映した。不服申立件数は一九六〇年代初期の年間約百件から一九七〇年代には約千件に増加した。また、一九七四年の保守党の選挙綱領は、一九四四年教育法を改正して国・地方の教育当局による親の希望への配慮義務を明確化すると主張

し、さらに一九七九年の選挙綱領も、選択権を含む親の権利と責任の拡大を掲げた。他方、労働党も、不服申立件数の増加や保守党の綱領などの圧力を受け、学校選択を拡大する法案を準備した。⁽¹⁾ (McLure ed. [1988] ch.2; 望田「一九八六」一五四一九、窪田「一九九三」八六一九二)

三 一九八〇年代以降の教育改革

一九八〇年代以降、学校選択の拡大を含む教育改革が実施された。保守党のメージャー政権の白書『選択と多様性』(一九九一年)は、一九八〇年代の教育の変化を総括し、それを一九九〇年代に完成させることを宣言したものであるが、そこには、質、多様性、親の選択、学校の自律性、学校の説明責任という五つのテーマが挙げられていた (DfE [1992] 2-5)。以下では、学校選択、学校の自律性、多様化に関わる制度改革を概観する。⁽¹⁾

1 学校選択

生徒・親による学校選択は、一九八〇年教育法と、特に一九八八年教育改革法によつて拡大した。

学校選択の拡大は一九八〇年教育法の成立という形で一応実現されたが、これは一九四四年教育法の基本的な枠組をほとんど変化させなかつた。一九八〇年教育法は、希望する学校の表明という形で親に一定の権利を認めたが、地方教育当局の応諾義務に対しては、「効率的教育の提供ないしは資源の効率的使用の障害となる場合」などの免除条件が依然として設けられていた。

一九八八年教育改革法による開放入学 (open enrollment) の導入は、生徒・親による学校選択の自由を大幅に拡

大した。開放入学は、地方教育当局が親の選択を拒否するための拠り所としていた「効率的な教育の提供」や「不当な公的支出の回避」などの条件を廃止した。また、各学校の入学定員を標準入学定員（生徒定員が最大であった一九七九年の入学者数を基準とする）より少なく設定することが禁止され、親が希望すれば学校は物理的収容能力の上限まで生徒を入学させなければならなくなつた。（Maclure ed. [1988] ch.2；望田〔一九八六〕一五九—六〇、〔一九九一〕八六）

2 学校の自律性——自主的学校運営と国庫補助学校

イギリスにおいて初等中等教育を提供する直接の責任と権限を持つのは地方教育当局であつた。しかし、一九七八年教育改革法によって導入された自主的学校運営と国庫補助学校は、地方教育当局の権限を学校理事会に委譲し、学校の自律性の拡大を図つた。

自主的学校運営（local management of schools）は、予算の運用権を地方教育当局から各学校の理事会に委譲するものである。地方教育当局は、おおむね各学校の生徒数を基準とする定式（formula）によって学校予算を配分する」とが義務づけられた。この予算は使途の特定されない一括予算であり、各学校の理事会は裁量により使途を決定し予算を執行することになった。（Maclure ed. [1988] ch.3, 9；文部省〔一九九五〕一七八）

自主的学校運営では各学校は地方教育当局の管轄下に置かれているが、国庫補助学校（grant-maintained school）は、保護者の投票および教育大臣の認可を経て、地方教育当局の管轄を完全に離れ、国からの補助金を得て学校理事会によって運営される学校である。但し、国庫補助の地位へ離脱した学校は、一九九三年末までに三三一七校（全公立学校の一・五%、中等学校に限れば五%）、一九九六年までの合計でも一〇五三校にすぎなかつた。（Maclure ed.

[1988] ch.4 ; Bush et al. [1993] ch.1, 8 ; Edwards & Whitty [1997] a 12 ; 文部省〔一九九五〕一八一、志水〔一九九四〕一九三一一七)

3 多様化——CTC

CTC（都市科学技術中等学校）(city technology college) も一九八八年教育改革法によって設立された学校である。

CTCの特徴の一つは科学技術教育であるが、もう一つの特徴は中央政府による多額の資金の投入である。例えば、資本支出は、四つのCTCの合計が二七〇〇万ポンドであるのに対し、同じ地域の一二一八の学校の合計は二八〇〇万ポンドである。これを生徒一人当たりに換算すれば六四八四ポンド対七八ポンドになる。また、経常支出も、CTCの方が普通の公立学校よりも多い。(MacLure ed. [1988] 119-21 ; Whitty et al. [1993] 61, 133 ; 文部省〔一九九五〕一六五)

つまり、CTCは、教育上の失敗と結びつけられがちな都心部において、科学技術教育を行うために大金を投じて設置された学校である。

注

(1) 一九九七年に労働党政権が誕生し、新たな教育政策を実施しているが、現時点での効果を分析することはできない。労働党政権の教育政策については（篠原〔一九九八〕、ウイツティ〔一九九九〕）を参照。

第一章 学校選択（一）潜在的傾向

本章では、一九八〇年代以降の学校選択の潜在的傾向を分析する。以下、本稿の枠組に従い、競争、資源、選択能力の順に述べる。

一 競争

競争とは、選択の対象となる多くの供給者が存在することである。教育の準市場で特に重要な側面は、供給者に対する評価の差が小さいこと（小さな格差）である。供給者間の格差が大きければ、実質的には選択の対象が少なくなる。以下では、利用者の選択が特定の供給者に集中しているかどうか、供給者間に格差が存在するかどうか、魅力的な選択の対象がどのくらい存在するかなどを明らかにする。

まず、スコットランドの学校選択に関するエコルス（Frank Echols）とウィルムス（I. Douglas Willms）らの調査は、選択された学校が生徒構成や歴史の点で一定の特徴を持つことを示した。すなわち、選択された学校は、生徒の成績と社会経済的地位が地域の平均よりも高く、また、遅くとも一九二〇年代までに設立され、一九六五年の総合制への再編まで選抜的な部門を構成していた威信の高い学校であった。（Echols et al. [1990] 212, 216; Willms & Echols [1992] 347）

次に、アドラー（Michael Adler）、ペッチ（Alison Petch）、トゥイードリー（Jack Tweedie）は、同じくスコットランドの二つの市の小中学校に関する詳細な調査によつて、生徒の移動の規模が大きく、選択された学校が一定の

特徴を持ち、学校間の格差が拡大したことを示した。第一に、かなりの生徒が学校を移動し、入学者数が大きく変化した学校もあった。第二に、選択された学校は次のような特徴を持つていた。小学校では、公営住宅地域から中産階級地域への移動や、社会経済的な問題の多い学区から問題の少ない学区への移動が起こった。何人かの親は、自分の学区の学校に通う「粗野で騒々しい」子供に言及した。中学校では、多数の生徒を失った学校の大部分は最も貧しい地域に位置し、かなりの数の生徒を獲得した学校の大部分は混合的な都心地域に位置していた。生徒を最も獲得した学校はかつての選抜制の学校だった。第三に、いくつかの中学校では、生徒の大規模な流出が学校の問題を悪化させた。生徒を失った学校は、入学者の増えた学校と同じような選択科目を提供することができなかつた。学校選択の結果、非常に人気のある中学校と非常に不人気な中学校が生まれ、二層システムが再現した。但し、低い方の層は、以前は労働者階級の多数派だったが、今ではその少数派である。(Adler et al. [1989] 206-8, 216-9)

以上の調査は次のようにまとめることができる。生徒・親の選択は、歴史的・地理的および生徒構成上の一定の特徴を持つ学校に集中する傾向があつた。すなわち、歴史が古く、かつては選抜制で、社会経済的に良好な地域に位置し、生徒の社会経済的地位や成績が高いという特徴を持つ学校である。つまり、学校間には格差が存在し、魅力的な選択の対象は限られていた。

二 資 源

準市場で利用者が供給者に受け入れられるためには、供給者に提供する資源（例、階級・人種・学力面での望ましい属性）を保有している必要がある。供給者が資源の提供を利用者に要求し、そのような資源を持たない利用者

の受け入れを拒否することを「いいとこ取り」と呼ぶ。以下では、「いいとこ取り」が発生しているかどうか、発生しているとすれば、どのような利用者が受け入れられ、どのような利用者が拒否されているかを明らかにする。

イギリスの学校選択については、自主的学校運営や国庫補助学校の制度によって拡大した学校の裁量が、望ましい生徒の獲得と望ましくない生徒の排除のために用いられるのではないかという懸念が表明されてきた。⁽¹⁾しかし、三分岐制の復活という批判を意識して、地方教育当局や中央政府が学問的選抜の導入に歯止めをかけている。従つて、学校による「いいとこ取り」は顕在化していく、学校の微妙な姿勢の中に読み取らざるをえない。以下、学校選択、自主的学校運営、国庫補助学校に関する調査を取り上げる。

まず、ゲウイルツ（Sharon Gewirtz）、ボール（Stephen J. Ball）、ボウ（Richard Bowe）の学校選択に関する調査は、退学、入学者選抜、学校内の教育という三つの局面において、「いいとこ取り」に関わる現象を指摘している。

第一に、退学については、近年、退学が増加したことや、退学の脅しが「自發的」転校の「説得」のために用いられる可能性を指摘している。また、定員を超える志願者を集めた学校は、「やつかいな」生徒に対して厳しい態度で臨むために順番待ちリストの存在をたびたび利用していると言われる。インタビューを受けたある教師によれば、「やつかいな」生徒に対して「このような行動を続けるならあなたがここにいる必要はない。入学待ちの行列ができる」と通告する」とが、何度も行われてきた。他方、志願者が定員を下回った学校は、他の学校を退学した生徒を受け入れることを強いられ、必要な資源なしに、社会的・教育的に弱点を持つ過大な数の子供の世話をしなければならない。（Gewirtz et al. [1995] 158-60）

第二に、入学者選抜については、定員以上の志願者を集めたいいくつかの学校が、入学者の当初の能力を高いものにし、中産階級の親にとって魅力的なイメージを作り出すために、公式および非公式の選抜を用いていると言われ

る。公式の選抜とは、能力・適性・意欲などの公表された基準に従つた明示的な選抜であり、非公式の選抜とは、「価値」の高い志願者とそうでない者を有効に区別するような、入学許可手続の默示的な管理である。非公式の選抜メカニズムには、願書の書式や家庭と学校との「契約」などが含まれる。ある学校の願書には、得意科目と苦手科目、欠席日数、スポーツへの関心と能力、演奏できる楽器などの項目が含まれているが、このような書式は選抜を行うような印象を与え、いくらかの親は志願をやめるかもしれないと指摘される。また、家庭と学校との「契約」では、出席と時間厳守の確保、子供の勉強の奨励と支援、宿題の監督、親の集会や学校行事への参加、教材の購入、損害賠償、学校の政策の支持などの項目への合意が求められる。ある理事は、このような合意が「本校に正しい種類の親をもたらすだろう」と述べて歓迎したことである。*(ibid. 160-3)*

第三に、学校内部でも、学習上の困難を持つ子供へのサービス供給が削減される一方で、多くの学校は「才能のある」生徒のための政策を開発し、そのために追加的な資金を振り向けていると言われる。このようなプロジェクトはマーケティングのためのよい道具だとみなされている。また、「能力のある」子供を持つ中産階級の親が能力別学級編成を好むという認識に基づき、そのような編成を導入する学校が増えている。*(ibid. 168-71)*

他方、自主的学校運営についてのレバシク(Rosalind Levacíć)の調査は、上述のゲヴィルツらのものとは異なり、事例研究の対象となつた一一の学校による「いいこと取り」の証拠はほとんどないと述べる。その背景としては、学校が生徒をめぐつて競争することに一般的に消極的だということや、学校が入学要件を微調整することができないということを挙げている。*(Levacíć [1995] 160)*

しかし、レバシクは、混乱を招く生徒を扱い続けることに、学校がより消極的になつてゐる微候があるとも述べる。ある中学校長は、「今や我々は、大きな規律上の懸念を与える生徒を金のかかるものとみなしている」と発言

したとのことである。(ibid. 160)

最後に、ブッシュ (Tony Bush)、コールマン (Marianne Coleman)、グローバー (Derek Glover) は、国庫補助の地位へ離脱した最初の一〇〇校についての調査と、その中の五校の事例研究を行い、国庫補助学校が他のタイプの学校と同様に選抜への傾向を持つと述べている。具体的には、退学が国庫補助学校に限らずすべてのタイプの学校で増加していることが示される一方で、国庫補助学校は他の学校を退学した生徒を受け入れたがらないという地方教育当局職員の話が紹介されている。実際、いくつかの国庫補助学校は、他の学校を退学した生徒を含む混亂を招きそうな生徒の入学を拒否できる条項を設定しようとしたが、教育大臣に許可されなかつたとのことである (Bush et al. [1993] 100-2)。結局、国庫補助制度は、ますます差異化される教育システムの一部をなすものとして位置づけられている。すなわち、特殊化と選抜の傾向は学校の階級制の発達につながり、このような雰囲気の中でいくつかの学校は入学者構成のコントロールへの圧力に抵抗できなかつたが、学校が選抜的になることは国庫補助の地位への離脱に固有のものではないということである。(ibid. 106)。

以上の調査は、学校が規律上・学習上の困難を持つ生徒の教育に消極的だという点では一致している。また、能力の高い中産階級の入学者を集めるためのさまざまな方法を示すものもある。但し、このような「いい」と取りの姿勢が実際の入学・退学や学校内での生徒の扱いにおいてどれだけ実現しているかということは明確ではない。

例えば、ゲウイルツらの調査は「やっかいな」生徒に対する退学の脅しを紹介し、ブッシュらも国庫補助学校が混乱を招きそうな生徒を排除する条項を設定しようとした例を挙げる。レバシクも、規律上の懸念のある生徒の教育への消極性を指摘している。

しかし、ゲウイルツらが非公式の選抜の例として挙げる願書の書式や家庭と学校との契約の実際の効果は不明で

ある。また、国庫補助学校による上記の条項は大臣によつて許可されなかつた。さらに、レバシクは、学校が入学要件を微調整しにくいことなどを挙げて、「いいとこ取り」の証拠がほとんどないと述べる。

結局、学校は「いいとこ取り」の姿勢を見せるが、中央・地方政府の介入などの障害のため、学校の意図がそのまま実現するわけではないと言える。⁽²⁾効果があいまいな非公式の選抜に頼ることや、排除条項の不許可の例、そして、学校が入学要件を微調整しにくいことなどは、このような障害と関係していると思われる。次章の内容を先取りして言うと、「いいとこ取り」を防止するための対応策が効果を發揮しているということである。しかし、潜在的には、能力の高い中産階級の生徒が受け入れられやすく、規律上・学習上の困難を持つ生徒が拒否されやすいといふ、「いいとこ取り」の傾向が存在する。

三一 選択能力

準市場で選択をうまく行使するためには、選択の機会を有効に活用する能力を持つていなければならぬ。これが選択能力という条件である。イギリスの学校選択制度は、入学者全員ではなく希望者だけが選択行使する制度なので、誰がどのように選択行使したのかということが重要な問題になる。以下、階級間の相違に注目してこの問題を扱つた調査を取り上げる。

まず、スタイルマン (Andy Stillman) とメイチエル (Karen Maychell) の調査は、親の学歴・職業と選択の仕方との関連を示している。これは、三つの地方教育当局における一四の中等学校の第一学年の生徒の親と、一つの地方教育当局における一二の小学校の最終学年の生徒の親を対象にしたアンケート調査である (Stillman & Maychell

[1986:76]。調査の結論は、親の職業分類が高く教育を受けた期間が長いほど、より多くの情報を利用し、より遠くの学校を選ぶ傾向があるというものである (*ibid* 92)。情報源として学校訪問・パンフレット・試験の成績を利用した親の比率は、親の職業および最終学歴年齢が上昇するに従って増加する傾向があった (*ibid* 88:9)。また、最も近い学校に子供を通わせている親の比率は、職業・学歴の上昇とともに減少した (*ibid* 90)。

次に、ゲウイルツ、ボール、ボウによる一連の調査も、学校選択に対する生徒と親の反応が階級間で異なる」とを強調する。

彼らは、選択者を三つのタイプに分ける。すなわち、特権的・熟練的な選択者、半熟練的な選択者、局外の選択者である。それぞれのタイプは階級と強く関わっており、第一のタイプは圧倒的に中産階級、第二のタイプは階級混合的、第三のタイプは圧倒的に労働者階級である。 (Gewirtz et al. [1995] 24)

各タイプの選択者は以下のような性質を持つ。第一のタイプ（特権的・熟練的）は、選択への強い志向と選択の機会を利用する強い能力を持つ。つまり、学校選択に価値を見出すとともに、選択に取り組み、圧力を行使し、影響を与える、学校の記憶に残るための方法を知っている (*ibid* 25)。第二のタイプ（半熟練的）は、市場に参加する強い志向を持つが、そこに効果的に参加するための能力が限られている。つまり、学校システムでの経験や内部情報、社会的接触や文化的技能が欠けている (*ibid* 40)。第三のタイプ（局外）は、市場に参加する志向を持たないという意味で局外に置かれている。このような親は、教育についての見解を持たないとか、学校や子供の経験・成績への関心を持たないというわけではないが、どの学校もほぼ同じようなものだとみなしている (*ibid* 45)。

その結果、第一および第二のタイプの親に結びつく学校と、第三のタイプに結びつく学校は異なっている。前者は、広い地域から生徒を集める選抜的でエリート的な公立学校か地元の私立学校に結びつき、後者は、地元から

大部分の生徒を集める総合制学校に結びつく (ibid. 53-4)。結局、選択が、社会階級の差異と非常に直接的かつ強力に関連し、社会階級の分断と不平等を維持・強化する新たな要因となつてゐるとされる⁽³⁾ (ibid. 55)。

さらに、スコットランドの学校選択に関するエコルスとウイルムスの調査も、選択の行使の割合が階級間で異なることを示している。それによると、選択と家庭環境、すなわち、高い社会階級（職業分類に基づく）および高い教育との間には正の相関関係があつた。かなりの数の労働者階級（肉体労働）の親が選択を行つたが、その比率は中産階級（非肉体労働）の親よりも少なかつた (Echols et al. [1990] 212, 215-6; Willms & Echols [1992] 347)。選択を行しなかつた親の中では、社会経済的地位の高い者の方が、配置されたのとは違う学校について考慮する傾向があつた。選択を行した親の中では、社会経済的地位の高い者の方が、複数の選択肢を考慮する傾向があつた (Echols & Willms [1995])。

逆に、アドラー、ペッチ、トワイーディーは、幅広い階層が選択行使したと主張する。すなわち、社会経済的地位の高い集団が選択制度を利用するという想定は不正確であり、選択制度は通常信じられているよりもかなり幅広い人々によつて利用されたと述べる。 (Adler et al. [1989] 103)

以上、「誰がどのように学校を選択するのか」という点に関する調査を取り上げてきた。この問い合わせに対する上記の調査の答えは以下のようにまとめることができる。

第一に、「誰が選択するのか」という点については、特定の階級（上流・中産階級）だけが選択行使すると主張する調査はないが、選択能力における階級間の相違が否定されているわけではない。まず、階級間の相違を強調する論者も、労働者階級の一部が選択行使することは認めている。例えば、ゲウイルツらの調査における半熟練的な選択者は中産階級と労働者階級とともに含む階級混合的な集団であり、エコルスらの調査もかなりの数の労働

者階級が選択を行使したと述べている。他方、アドラーらは、すべての階級が選択を行使したと主張するが、中産階級の地域の学校が好まれることや、人気のない学校に労働者階級の一部が残っていることを認める（本章一を参照）。つまり、中産階級と労働者階級が同程度に選択を行使したとしても、両者が選択能力の点で等しいということには必ずしもならない。中産階級が最初に配置される学校はもともと満足できるものなので、中産階級は選択を行使する必要性をあまり感じないとも解釈できる。結局、経済的・社会的・文化的な地位の高い階層の方が選択を行使しやすいというゲウイルツやエコルスらの主張の根幹は否定されていない。

第二に、「どのように選択するのか」という点についても、上記の調査は階層間の相違を示している。アドラーら以外の調査はそのような相違を指摘しており、アドラーらの調査も相違を否定していない。結局、高い階層の方が考慮する選択肢の範囲が広いと言えるであろう。

以上から、職業・学歴などの経済的・社会的・文化的な地位の高い階層の方が、うまく選択を行使することができると言える。⁽⁴⁾

注

(1) 地方教育当局は公立学校の入学許可に関する主要な責務を依然として保有している。その管轄下にある学校が最もよく用いられる選抜基準は、通学距離、兄弟姉妹の在学、医療上の必要性である（Woods et al. [1998] 5）。国庫補助学校の生徒の入学許可については学校自身が責務を持つが、入学許可方法の変更には国務大臣の承認が必要である。また、国庫補助学校になることによって以前の学校の性格を変えることは少なくとも五年間は認められず、例えば、総合制であった学校は総合制を維持しなければならないとされていた。これは、国庫補助学校が学問的能力に基づいて志願者を選抜するグラマー・スクールになること

くの警戒を反映していた。一九九二年には、総合制の国庫補助学校も、特別な力点を置くカリキュラムに対する適性・関心によって、入学者の10%を選抜であるようになつたが、一九九六年までにその承認を得たものは4%だけである。但し、総合制の国庫補助学校のうち約110%が、親や生徒の面接、以前の学校からの報告、試験などによつて生徒を選抜していくべきへ調査もある (MacJlure ed. [1988] 62-3, 72-3; DFE [1992] 28; Edwards & Whitty [1997] a 12; Fitz et al. [1997] 19; Bush et al. [1993] 94-5; 望田「一九九一」九六)。

(2) 「」のよべな結論は、学校の反応に「」のシナリオ (Simkins [1995]; West et al. [1997]; Tomlinson [1997]) とも一致する。なお、(Whitty et al. [1998] ch.8) は学校の「」の姿勢を強調するが、対応策の効果の検討が不十分である。

(3) 「」のグループの他の著作 (Gewirtz et al. [1993]; Ball et al. [1994, 1995; 1996]; Reay & Ball [1997]) も同様の結果を示している。
 (4) 以上のような結論は、生徒・親の反応に関する調査のシナリオ (Ball [1993]; Walford [1994] ch.3; West [1994]; Tomlinson [1997]) とも一致する。また、「」で紹介したものの以外に、ウエスト (Anne West) への一連の調査が、学校選択の理由における階級間の違いを扱つてゐる (West [1992]; West et al. [1995])。しかし、インタビューサンプルが少なかつたり、選択の理由の多様性の指摘にとどまつてゐるところ、「」では取り上げなかつた。

第三章 学校選択 (II) 対応策

前章で分析した潜在的傾向は、必ずしもすべてがそのまま顕在化するとは限らず、政府の対応策によつて抑止する可能である。特に、一九八〇年代以降のイギリスの学校選択には、三分岐制への批判を意識した対応策が

組み込まれている。

本章では、競争および資源という条件に関わる対応策を分析する。⁽¹⁾ まず、競争に関しては、多様化のための二つの対応策、すなわち、多様性の容認（国庫補助学校）と積極的多様化（CTC＝都市科学技術中等学校）を取り上げる。次に、資源に関しては、「いいところ取り」を防止するための二つの対応策、すなわち、選抜の規制（CTC）と資金の加重配分（特殊なニーズを持つ生徒への予算の加重配分）を分析する。

一 競争

前章で分析したように、学校間には格差が存在し、生徒・親の選択は一定の特徴を持つ学校に集中する傾向があった。学校間の格差を縮小するための対応策として、ここでは二種類の多様化を分析する。すなわち、多様性の容認（国庫補助学校）と積極的多様化（CTC）である。

1 多様性の容認——国庫補助学校

多様性の容認とは、供給者間の多様性を妨げている政府の規制を緩和するという消極的な対応策である。一九九二年の保守党政府の白書は、学校に自律性を与えて多様性を容認すれば、学校が子供の多様なニーズに反応し、教育が多様化すると想定していた（DFE [1992] 3-4）。学校の自律性を高めるための制度改革には自主的学校運営と国庫補助学校があるが、後者の方が徹底しており、多様化の一環として明示的に位置づけられている（ibid. 4）。そいで、多様性の容認については国庫補助学校を取り上げる。

パワー (Sally Power)、ハルピン (David Halpin)、フィッツ (John Fitz) の調査は、国庫補助の地位への離脱が、生徒・親の学校選択の方向や利用可能な供給の性質に関して、何らかの違いを生み出したという証拠はほとんど発見できなかつたと述べる (Power et al. [1994] 28)。まず、ほとんどの親は、地域で構築された「評判」や「雰囲気」に基づいて大部分の決定を行つた (*ibid.* 28-9)。また、国庫補助学校の継続性は、そこに通う生徒の経験において明らかだつた。校則の強化を除けば、教育内容や教育方法に関わる変化を示すものはなく、大部分の生徒にとって国庫補助の地位は転換どころか変化としても知覚されなかつた (*ibid.* 29)。国庫補助の地位が新たな選択肢を提供するよりも既存の選択肢を維持しがちだといふことは、利用可能な選択肢の範囲と性質についての親の知覚によつてさらに裏づけられる。学校が国庫補助の地位に離脱した前後に、選択の範囲と利用可能性についての知覚はほとんど変化しなかつた。また、親が第一希望の学校を獲得した比率も変化していない (*ibid.* 29-30)。結局、国庫補助の地位への離脱が威信の対等に基づいた多様性につながることはデータによつては示されず、国庫補助の地位は既存の選択のパターンを固定化すると結論づけられている (*ibid.* 32)。

ところで、パワーらは、国庫補助学校が多様化に失敗したことを次のように説明する。第一に、イギリスでは、地位の高い私立学校で定着しているアカデミックなモデルから離れすぎた教育上の革新は常に失敗し、伝統的な様式の学校教育に対する「平等だが異なる」選択肢は発達しにくくとされる (*ibid.* 39)。第二に、教育は「地位」財であり、その価値は希少性によって決定される。つまり、ある学校とそれが提供する「財」の魅力や望ましさは、実際の質ではなく他の供給に対する相対的な地位に依存している。それゆえ、学校間の階級制的な関係は、教育と階層化された社会経済構造との結びつきの、ある程度不可避的な結果である (*ibid.* 39-40)。

この調査をまとめると次のように言える。国庫補助学校という形での多様性の容認は、現実には多様性をもたら

さすが、魅力的な選択の対象を拡大しなかつた。そして、この失敗は、階層的な社会における高い地位に結びつく教育を求める、画一的なニーズによって説明される。私立学校のアカデミックな（大学進学向けの）モデルが高く評価されることも、これに関連していると思われる。

2 積極的多様化——CTC

積極的多様化とは、評価の低い供給者に政府が補助を与えて多様化を促進するという積極的な対応策である。ここでは、CTCを素材として積極的多様化を分析する。CTCは、都心部において科学技術に重点を置いた教育を行ったために大金を投じて設立された中等学校である。CTCに関する調査は、いずれも、CTCが特徴的な教育だけでなく、「よい教育」によつても高く評価されたことを示している。

まず、ウォルフオード（Geoffrey Walford）とミラー（Henry Miller）は、最初に設立されたCTCの生徒・親へのインタビューを行い、CTCを選択した理由やCTCの長所を質問した。

CTCを選択した理由については、CTCの科学技術的なイメージにもかかわらず、コンピューター、科学、科学技術などの側面に言及した回答は四分の一以下であり、半分近くの生徒が「よい教育」という一般的な言葉で表現した。また、五分の一が就職への関心を表明し、約一〇分の一がCTCの新しさや他の学校との違いに関わるものであった。そして、「科学技術」の中等学校であることが重要だったかという質問に対しても、それが重要だったと答えた生徒は半分以下だった。（Walford & Miller [1991] 89-90）

CTCの何が一番好きかという質問に対しても、多くの生徒が、科学技術や物理的環境、職員や他の生徒の親しみやすさ、自由と信頼などを挙げた（*ibid.* 92）。「親しみやすさ」は、コンピューター、科学技術、設備よりも多く

言及された (ibid. 94)。また、「科学技術」については、コンピューターに興味があつたという生徒がいる一方で、よい仕事を得るためにコンピューターと科学技術を理解することが重要なと考へる生徒もいた (ibid. 92)。

ウォルフォードらはCTCの生徒の親へのインタビューを行つたが、多くの親はCTCを私立学校やグラマー・スクール（三分岐制の下での最上位校）に代わるものとみなしていた。多くの親は、CTCを、地方教育当局が運営する総合制学校と比較し、質などの点で私立学校やグラマー・スクールと同じ範疇に入れた (Gewirtz et al. [1991] 182-3)。

結局、CTCを選択する中心的な理由は、それが標準的な学問の点でよりよい教育を提供すると信じられているからであり、子供と親が望むのは、明示的な特殊化という意味での多様性ではなく、同じ教育をよりよく提供すると認識された学校へ行くことである、と結論づけられる。 (Walford [1997] 165)

次に、ホイッティ (Geoff Whitty)、エドワーズ (Tony Edwards)、ゲウイルツも、二つのCTCの生徒と親にインタビューを行い、CTCを選択した理由を質問した。

生徒の回答は、科学技術的な特別の中等教育よりも一般的な要因の方が多かつた。あるCTCでは、多くの生徒はCTCといふ新しい地位とは明らかに関係のない理由によって選択した。何人かの生徒はCTCをその前身の学校名で呼び、また、距離の近さ、過去の評判、兄弟姉妹や友人の在学などの伝統的な要因がひんぱんに言及された。しかし、科学技術の重要性を示す回答もあつた (Whitty et al. [1993] 83-4)。親の回答の中には、CTCとしての新しい地位とは無関係な理由や、前身の学校からほとんど変わっていないことを想定した理由も見られた。しかし、科学技術や産業とのつながりに言及する親も多かつた。また、教育の水準、新しさ、精神への言及もあつた (ibid. 85-6)。

インタビューを受けた親の半分以上は総合制学校に非常に批判的であり、半分はグラマー・スクールを強く好むと述べ、それを検討した親も半分近くいた。CTCは、地方の学校序列の頂点付近に位置づけられたり、グラマー・スクールの地位とあまり変わらないものと見られたりしていた。グラマー・スクールを検討した親にとつて、CTCは歓迎すべき代案だと感じられた。*(ibid. 87-8)*

以上の調査をまとめると次のように言える。生徒・親がCTCを選択した理由には、確かに科学技術への特殊化も含まれていたが、最も多かったのはグラマー・スクールに似た「よい教育」を提供するという認識であった。通常、労働者階級の地域の学校は低い評価を受けるが、CTCは、特徴的な教育とともにサービスの水準や生徒の学力の高さというイメージによって、潜在的に低かつた評価を平均以上にまで高めた。本稿の枠組で言えば、CTCは、多様化という意図した効果とともにサービスおよび利用者構成の平準化⁽⁴⁾という意図せざる効果によって、中産階級の地域の学校との間の格差を縮小し、魅力的な選択の対象を拡大した。しかし、CTCは新たなエリート校とみなされるほどにまで評価を高め、他校との間に新たな序列・格差を生み出した。

二 資 源

資源という条件に関しては、「いいとこ取り」を防止するための二つの対応策を分析する。すなわち、選抜の規制(CTC)と資金の加重配分（特殊なニーズを持つ生徒への予算の加重配分）である。

1 選抜の規制——CTC

選抜の規制とは、供給者が利用者に政府の資金以外の資源を要求するのを規制することである。前章で示したように、学校は、生徒の能力・態度・階層に基づく「いいとこ取り」の姿勢を見せていた。しかし、学校選択・自主的学校運営・国庫補助学校においては、「いいとこ取り」の防止のための対応策が効果を發揮していた。以下では、CTCにおける選抜の規制を分析する。

CTCは、多様化（特殊化）された教育にふさわしい生徒の選抜を奨励されているか、かつての一歳試験のような学問的能力による選抜は制限されている。

まず、CTCの生徒は校長と理事会によって以下の基準で選抜される。第一に、小学校の成績などに表れた一般的適性、第二に、CTCで提供されるタイプの教育を利用するための準備、第三に、一八歳までの教育訓練、CTCのカリキュラムの特徴、CTCの精神に対する、親の関与である。そして、生徒の選抜において最も考慮されるのは、CTCの提供するものから生徒が便宜を得る見込みがあるかどうかである。（Whitby et al. [1993] 3）

しかし、CTCは、通学区域のすべての範囲の能力の生徒を入学させるよう努めることが求められている（ibid. 3）。その背景には、CTCを含む教育の多様化が三分岐制の復活とみなされることへの警戒がある。例えば、保守党政府の白書『選択と多様性』は、特殊化と選抜、適性と能力は別であり、特殊化する学校は入学の際に厳格な学問的基準を適用するとは限らないと述べる。そして、多様な教育の間の「威信の同格」を強調し、一歳試験は別世界の出来事であると主張している（DfE [1992] 9-10）。

CTCにおける選抜の規制の効果に関する三つの調査は、いずれも規制の有効性を示している。

第一に、ウォルフオードとミラーは、最初に設立されたCTCの事例研究において、生徒の能力は平均以上であ

るが、労働者階級の比率が高いことを示した。まず、地域の生徒のIQの平均値が約九〇であるのに対して、CTCの第一期生は九八、第二期生は九六だった (Walford & Miller [1991] 13)。しかし、多くの予想に反して、中産階級の子供の比率は高くなかった。親の大多数は熟練労働の職業に就いており、女性は典型的には秘書、事務職、店員、男性はエンジニア、機械製造者、バス運転手、電気工などである。また、かなりの数の工場労働者、調理師、清掃員も見られた。このように、面接や推薦による選抜が過大な数の中産階級の子供の受け入れにつながるという批判は当たつていなかつた (*ibid.* 112-5)。なお、生徒の学力の幅の広さを示すエビソードとして、アンケートの回答の中に“education”や“ejeekashon”“egacation”“edgucason”などと綴るものがあつたことが述べられている (*ibid.* 90)。

第二に、ホイッティ、エドワーズ、ゲウイルツは、入学者の学問的能力の高さや親の社会的・文化的地位の高さを示す証拠はないとして述べる。例えば、あるCTCの入学者は、同じ地域の中等学校の入学者と比較すると、数学の得点は高いが英語の得点は低かつた。また、同じ地域には、学問的により能力のある入学者を受け入れる公立の総合制学校が存在した。そして、CTCの入学者の社会階級構成は地域の人口および地域の総合制学校の構成とほぼ一致していた。結局、CTCの親が教育的・文化的資本において豊かだという証拠はなかつた。*(Whitty et al. [1993] 91-3)*

第三に、エドワーズとホイッティによれば、すべての範囲の能力の生徒を入学させるために、CTCは抽選による選抜を模索している。いくつかのCTCは、階層別無作為選抜（社会的・学問的なカテゴリー別に定員を定め、各カテゴリーの合格者は抽選で決める）を検討し、少なくとも一つのCTCがこの方法を実験している。但し、この動きの障害となるのは、「説明責任」の一環として、各学校の共通試験の成績が公表され、学校の順位が明らかになつてきていることである。そして、順位表の成績が悪かつた都心部のいくつかのCTCの校長は、付加価値（入学

後の進歩)に基づいて学校の有効性を測定するように強く提唱している(Edwards & Whitty [1997 a] 8-9)。」)のような動きは、CTCにおける選抜の規制が効果を発揮しているとの表れとして解釈できる。

以上の調査をまとめると次のように言える。CTCにおける選抜方法は、適性による選抜を奨励する一方で能力による選抜を制限するというものだった。その結果、中産階級が過大に入学するという予測に反して、入学者は地域の階級構成を反映して労働者階級が多く、学問的能力も地域の平均と同等か少し高い程度だった。結局、両面的な制度ではあるが、「いいとこ取り」の防止のための対応策としては有効であった。つまり、労働者階級の生徒や学力が高くない生徒もCTCに受け入れられる可能性があった。

なお、先にCTCが生徒の学力の高さというイメージによって評価を高めた(利用者構成の平準化・序列化といふ意図せざる効果があつた)と述べたが、イメージと実態はこのように異なっていた。この点は以前の三分岐制と異なっている。三分岐制では、最上位のグラマー・スクールが実態としても学力の高い生徒を受け入れていた。

2 資金の加重配分——特殊なニーズを持つ生徒への予算の加重配分

資金の加重配分とは、供給者から拒否されそうな利用者に対して政府の資金を加重配分し、「いいとこ取り」の誘因を相殺することである。このような対応策として、特殊なニーズを持つ生徒のための予算の加重配分を取り上げる。

自主的学校運営の下では、地方教育当局は、おおむね各学校の生徒数を基準とする定式によつて学校予算を配分しなければならない。しかし、学校総予算の二五ないし二〇%までは、特殊なニーズを持つ生徒の存在などの要因に基づいて配分することができる(望田〔一九九一〕九五一六)。特殊なニーズはさまざまな基準で判断される。例

えば、無料学校給食や衣服手当の受給資格、片親の家庭、保護児童登録、民族、通常と異なる入学年齢などの、社会経済的な不利や、生徒の試験結果、英語力などである (Bibby & Lunt [1996] 59-64)。

い)のような地方教育当局の裁量が「いいとも取り」の誘因を消滅・逆転させるために有効に用いられているかどうかに関する調査は、地方教育当局によって異なるが、「いいとも取り」の防止のために有効な場合もあることを示している。

第一に、トーマス (Hywel Thomas) やブルック (Alison Bullock) は、予算配分における地方教育当局の裁量の大きさと、特殊なニーズへの加重の多様性を強調する。まず、事例研究によると、特殊なニーズ等への資金提供の制度は非常に多様であり、中央政府の政策的な指針にもかかわらず、地方教育当局は地方のニーズについての判断を反映した枠組を作成することができる (Thomas & Bullock [1992] 21-23)。また、より包括的な調査では、追加的なニーズ（特殊な教育ニーズと社会的ニーズの合計）のための予算の比率は〇%から二〇%以上まで幅があり、自主的学校運営が最も不利な者に利益をもたらした地方教育当局がある一方で、その逆の当局もあるなど、やはり多様性を強調する (Bullock & Thomas [1997] 179, 183)。

第二に、レバシクも、学校総予算に占める特殊な教育ニーズのための予算の比率が〇%から一四%まで多様であることを示す。また、予算比率と地方の政権政党との関係は見られなかつた (Levacic [1992] 22)。そして、ある大規模な地方教育当局についての調査によると、自主的学校運営に伴つて予算を失つた学校は、特殊な教育ニーズを持つ生徒の比率の高い学校ではなかつた (Levacic [1993] 435, 449)。

第三に、リー (Tim Lee) も、特殊なニーズのために配分される予算の比率が〇%から一二%まで幅があり、大多数の地方教育当局は定式によって特殊な教育ニーズのために資源を配分していると述べる。 (Lee [1992] 286-7)；

最後に、ボウとボールらは、ある学校の事例研究において、特殊な教育ニーズを持つ生徒のために加重された予算配分が、学校にとってジレンマとして受け取られないと述べる。すなわち、能力の低い学校というイメージを獲得する危険を冒しながら「価値の高い」生徒を引きつけるために特殊な教育ニーズに対応した供給を促進するか、それとも、学校の学問的な評判を高める能力の高い生徒を引きつけるか、というジレンマである。(Bowe et al. [1992] 134)

以上の調査をまとめると次のようなことが言える。

まず、地方教育当局レベルの調査によると、自主的学校運営が地方教育当局に残した予算配分の裁量は、ほとんどすべての当局によって、特殊なニーズを持つ生徒のために使用されたが、その程度は当局ごとに非常に異なつていた。⁽¹⁷⁾これは、利用者の選択が政治的な条件に依存することを示している。但し、予算配分と地方の政権政党との関係は見られなかつた。

また、学校レベルの事例研究において、特殊なニーズを持つ生徒の受け入れが「ジレンマ」として表現されたいたように、特殊なニーズのための加重配分は「いいとこ取り」の誘因を相殺する場合があつた。従つて、特殊なニーズを持つ生徒も学校に受け入れられる可能性があつた。但し、「いいとこ取り」の誘因を相殺するために必要な予算の水準は一概に言えない。

注

(1) 選択能力に関する対応策として、『市民憲章』(Cabinet Office [1991]) や『親の憲章』(DIE [1994]) などによる情報提供が行

イギリスの学校選択（児山）

われているが、その全体的な効果は不明である。ビール（Valerie Beale）とポリット（Christopher Pollitt）は、「もやもやした政策領域における『憲章』をどのくらいの人が知っているかを調査した。その結果、『親の憲章』については聞いた」とある人は四〇%であり、『憲章』は教育サービスに対してほとんどインパクトを持たない」とされる（Beale & Pollitt [1994] 213-4）。但し、この調査は体系的なものではなく、他に本格的な調査も行われていないようである。

(2) ある基準で評価すれば下位に置かれる供給者も、別の基準で評価すれば上位に置かれるかもしれない。そのため、多様性が大きければ、供給者間の格差があいまいになり、利用者が特定の供給者に集中しにくくと考えられる。なお、サービスの平準化という対応策も制度としては存在するが、その効果を分析する材料は見つからなかった。サービスの平準化とは、評価の低い供給者に政府が補助を与え、サービスの水準を向上させることによって、序列における地位を上昇させるというものである。例えば、白書『選択と多様性』は、失敗した学校への介入の手続を示している（DfE [1992] 48, 51）が、その実施状況や効果は不明である。

(3) (Halpin et al. [1997]; Fitz et al. [1997]) も同様の結論である。

(4) 利用者構成の平準化とは、供給者が利用者構成によって評価される場合、その構成を平均的な水準に近づけることによって序列を緩和するというものである。サービスの平準化については注(2)を参照。

(5) 多様化が適性による選抜を正当化するという論理は、C.T.C以外でも見られる。先に述べたように、一九九二年から、総合制の国庫補助学校が、入学者の一〇%までを各学校の重点的なカリキュラムへの適性・関心によって選抜できるようになつた。特殊化を理由とする選抜は、社会的・学問的な選抜を正当化するための隠れ蓑として、人気のある学校に利用されるかもしれないと指摘されている（Edwards & Whitty [1997] a] 12）。多様化と選抜との結びつきについては（Walfoot [1997]）を参照。

(6) (Thomas & Bullock [1992 b; 1994]; Thomas [1996]; Bullock & Thomas [1997]; Bibby & Lunt [1996] 55-6, 72-4) も同様の結論である。

(7) 自主的学校運営についてのレビュー (Simkins [1995]) も同様の結論である。

おわりに

以上、主に一九八〇年代以降のイギリスの学校選択を分析してきた。最後に、この分析に基づいて準市場に関する理論化を試みる。以下では、潜在的傾向と政府の対応策に大別し、それぞれ競争、資源、選択能力の順に述べる。

1 潜在的傾向

(1) 競争

準市場には、供給者間の格差が持続・拡大していく潜在的な傾向がある。そのメカニズムは以下の三つに整理できる。

第一に、供給者が自分自身で変えることのできない構造的要因（伝統や場所などの歴史的・地理的な要因）に基づいて評価される場合、供給者間の格差は持続しやすい。評価の低い供給者がサービスの改善などの努力を行つたとしても、伝統や場所がすぐに変わらないとすれば、その効果には限界がある。イギリスでは、歴史が古く、かつて選抜制だった学校に利用者の選択が集中した。

第二に、供給者がサービスの内容に基づいて評価される場合、供給者間の格差は拡大しやすい。このようなメカ

ニズムは、利用者の多様なニーズに応じて多様なサービスを供給する際に生じる。イギリスでは、生徒数が減少した学校は、生徒数が増大した学校と同様の選択科目を開設することが困難になった。

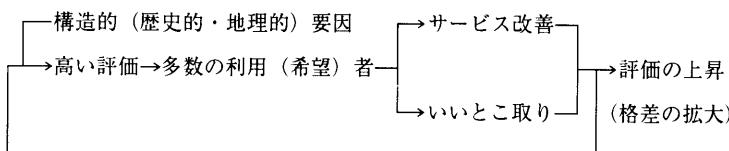
第三に、供給者が利用者構成によって評価され、かつ、「いいとこ取り」が行われる場合、供給者間の格差は拡大しやすい。評価の高い供給者は、多くの利用希望者の中から望ましい利用者を選抜し、さらに評価を高めることができる。逆に、評価の低い供給者は、望ましい利用者を他の供給者に奪われ、さらに評価を下げる事になる。イギリスでは、生徒の階級構成によつて学校が評価され、「いいとこ取り」を通じて格差が拡大するという傾向が見られた。

以上のメカニズムを図式化すると図4-1のようになる。評価の高い供給者にはさらに評価を高める好循環が発生し、供給者間の格差が拡大することを示している。

(2) 資 源

準市場には、さまざまな資源に基づく「いいとこ取り」の傾向が存在する。イギリスでは、階級面で望ましい生徒が学校に受け入れられやすいという潜在的な傾向があった。「いいとこ取り」と格差の拡大との間で循環が生じることは、図4-1に示した通りである。

図4-1 格差の維持・拡大のメカニズム



(3) 選択能力

準市場では、経済的・社会的・文化的な地位の高い利用者の方が選択をうまく行使できるという傾向がある。生徒がいつたん各学校に配置された上で希望者のみが選択行使するイギリスの制度では、実際に選択行使するのには、所得・職業・教育の水準が高い生徒・親に偏っていた。また、幅広い選択肢を考慮する利用者も同様であった。

2 対応策

(1) 競争

供給者間の格差を縮小し、競争を促進するために、イギリスでは多様性の容認と積極的多様化という対応策が実施された。

まず、多様性の容認が有効であるという証拠はなかった。自主的学校運営や国庫補助学校の制度は学校に大幅な自律性を与えたが、多様性は生じなかつた。このような多様性の容認の失敗は教育に特有の要因によるのかもしれない。教育は階層的な社会における地位に結びつく特殊なサービスであり、より上位の教育を目指す画一的なニーズが存在するからである。イギリスでは私立学校のアカデミックなモデルが好まれるが、私立学校は高い社会的地位に結びつく大学進学向けの教育を提供する。

次に、積極的多様化は、多様化という意図した効果とともに、サービスおよび利用者構成の平準化と新たな序列化という意図せざる効果を持ち、格差を縮小するだけでなく新たな格差を生み出す。すなわち、このような積極的多様化の対象となつた供給者は、従来とは異なる基準による評価を高めるだけでなく、サービスの水準や利用者

構成の点でも地位・評価を高め、平均を上回る評価を獲得する。積極的多様化が平準化・序列化という意図せざる効果を持つのは、積極的多様化のための補助がサービス水準の向上にも用いられたり、供給者の特徴に適合的な利用者の選抜が良好な利用者の選抜につながる（というイメージを与える）からである。例えば、CTCは、労働者階級の地域に設置されながら、科学技術に重点を置いた教育や一般的な意味での「よい教育」によって高く評価され、中産階級の地域の学校と同等の評価を受けるだけでなく、それを超えて新たなエリート校とみなされるようになった。なお、CTCは、選抜の規制によって平均的な生徒構成を維持したが、良好な生徒構成のイメージによって高く評価されたため、利用者構成の平準化の効果は十分ではなかつた。

(2) 資 源

「いいとこ取り」を防止するための対応策には、選抜の規制と資金の加重配分がある。

まず、選抜の規制は「いいとこ取り」の防止のために有効である。イギリスでは、学校選択、自主的学校運営、国庫補助学校などの制度の下で、学校側が「いいとこ取り」の姿勢を見せていたが、これは地方教育当局や教育省の規制によつて必ずしも実現しなかつた。また、CTCも、生徒構成に関する規制を受けたため、大方の予想に反して労働者階級の生徒や学力の低い生徒を受け入れた。

ところで、選抜の規制は、多様なニーズへの対応という要請から縮小の圧力を受ける。CTCは、特徴的な教育に適した生徒を選抜するために選抜の規制が緩和された。但し、CTCでは選抜の規制緩和と同時に別の形で規制が強化されていた。つまり、特徴的な教育に適した生徒の選抜と、他の形での選抜の規制とは、技術的には両立が可能である。

また、選抜の規制は、一部の利用者の選択や供給者の自由を制約するので、政治的な困難を伴う。しかし、それが全く不可能だというわけではない。選抜の規制を政治的に容易にする要因として次の三つが考えられる。

第一に、以前の制度と比較して規制が緩和されるならば、選抜の規制を残すことは比較的容易である。これは、利用者の選択を全く認めない制度（非市場）から準市場に移行する際に、特定の資源に基づく選抜を禁止するような場合である。イギリスでは、総合制（非市場）が普及した後、一九八〇年代に学校選択が拡大したが、公立学校の入学許可に関する主要な責務は地方教育当局が保持し続け、国庫補助学校に対しても教育省が規制を加えていた。

第二に、選抜の規制が政府の特別な補助と組み合わせて行われるならば、その政治的な可能性は高くなる。CCTCは、生徒構成が規定されたが、他方で科学技術教育のために大金が投じられていた。

第三に、本人のコントロールを超えた要因による選抜を規制することは、比較的受け入れられやすい。イギリスの三分岐制は、学力による選抜自体よりも、その不正確さや階級による選抜の効果が批判され、この批判を意識して一九八〇年代の学校選択には選抜の規制が組み込まれた。

次に、資金の加重配分は、その程度にもよるが、「いいとこ取り」の防止のために有効である。イギリスでは、多くの地方教育当局が特殊なニーズを持つ生徒のために予算を加重配分し、ある学校では、特殊なニーズを持つ生徒を受け入れるか学力の高い生徒を受け入れかというジレンマを感じさせていた。

但し、「いいとこ取り」の誘因を相殺するためにどの程度の加重配分が必要かということは、一概には言えない。

イギリスでは、特殊なニーズの判断基準や加重配分される予算の比率は、地方によつて異なつていた。

また、資金の加重配分の政治的な可能性について、一般的なパターンを見出すことはできなかつた。イギリスに

おける上記の制度の実施状況は地方教育当局によつて異なつていたが、地方の政権政党との関係がないこと以外は明らかになつていない。

(3) 選択能力

選択能力という条件を強化するための対応策は、イギリスではほとんど実施されていなかつた。そのため、選択を行使する利用者の偏りという傾向がそのまま顕在化した。

ところで、イギリスで選択能力に関する対応策がほとんどとられなかつたことは、「いいとこ取り」の防止に貢献したのではないかと思われる。つまり、選択を行使する利用者が比較的少なかつたため、供給者による「いいとこ取り」の機会も減少したのではないかということである。

ここから次のような理論的示唆を得ることができる。選択を実現するためには二つの閑門を通過する必要がある。第一の閑門は選択を行使することであり、第二の閑門は希望した供給者に受け入れられることである。それぞれの閑門において、選択能力と資源という条件に基づいて利用者がふるい分けられる。そして、第一の閑門を通過する利用者が少なければ、第二の閑門は相対的に広がり、「いいとこ取り」の機会は減少する。逆に、第一の閑門を通過する利用者が多ければ、第二の閑門が「狭き門」になり、「いいとこ取り」の機会も多くなる。このように、多くの利用者による選択の行使と「いいとこ取り」の防止との間にはジレンマがある。イギリスの学校選択は、このジレンマに直面して、選択の行使を抑制する方を選んだと言える。

本稿では、利用者の選択の観点から、主に一九八〇年代以降のイギリスの学校選択を分析し、準市場に関する理

論化を試みてきた。イギリスの学校選択には、学校間の格差、「いいとこ取り」、選択能力の偏りなどの潜在的傾向が見られた。このような傾向を抑止するためにさまざまな対応策が実施され、積極的多様化や「いいとこ取り」の防止はかなり成功した。しかし、多様性の容認は効果がなく、積極的多様化は新たな格差を生み、選択能力については対応策がなかつた。以上の分析から、供給者間の格差が持続・拡大していくメカニズム、積極的多様化の意図した効果と意図せざる効果、選抜の規制の政治的条件、選択の行使の促進と「いいとこ取り」の防止とのジレンマなどの理論的な示唆を得ることができた。次稿以降では、アメリカと日本の分析に基づいて、本稿の理論を補強し、新たな理論を付け加えることにする。

参考文献

文中では、〔 〕または〔 〕を用いて、編著者の名字、発表年〔 〕または〔 〕、ページ、の順に示した。

1 日本語（五十音順）

ウイッティ、ジョフ／大田直子訳〔一九九九〕『講演記録』現代英國教育政策における連続と断絶（上、中、下）——ニューライトからニューレイバーへ』、『教育』、第六三八号、一〇三一一〇頁、第六三九号、一〇七一一二頁、第六四〇号、八八一九三頁。

窪田眞二〔一九九三〕『父母の教育権研究——イギリスの父母の学校選択と学校参加』（亜紀書房）。

児山正史〔一九九八〕『公共サービスにおける利用者の選択——イギリス・アメリカ・日本の教育の準市場』、名古屋大学博士論文。

——〔一九九九a〕「公共サービスにおける利用者の選択——準市場の分析枠組」、『法政論集』、第一七七号、一八九—二二二一頁。

——〔一九九九b〕「教育の自由化論争と文部省の政策（一、二完）——公共サービスにおける利用者の選択」、『法政論集』、第一七八号、八七一—二〇頁、第一七九号、二七一—三〇八頁。

篠原康正〔一九九八〕「一九九〇年代のイギリス教育改革の動向——労働党政権この一年の教育政策」、『教育と情報』、七月号、三六一四一頁。

志水宏吉〔一九九四〕『変わりゆくイギリスの学校——「平等」と「自由」をめぐる教育改革のゆくえ』（東洋館出版社）。

細金恒男〔一九九八〕「イギリスにおける教育の市場化——『選択』と『多様化』の展開と帰結」、『教育』、第六二十四号、一四一—二二二頁。

望田研吾〔一九八六〕「イギリスにおける公営学校における親の学校選択の問題」、『九州大学教育学部紀要（教育学部門）』、第三三一集、一五三—七五頁。

——〔一九九一〕「イギリスにおける親の学校選択と一九八八年教育改革法」、『九州大学教育学部紀要（教育学部門）』、第三七集、八三—九八頁。

——〔一九九四〕「イギリスにおける『教育市場』の問題」、『九州大学教育学部紀要（教育学部門）』、第四〇集、一〇五一—八頁。

——〔一九九六〕『現代イギリスの中等教育改革の研究』（九州大学出版会）。

文部省〔一九九五〕（文部省大臣官房調査統計企画課）『諸外国の学校教育（欧米編）』（大蔵省印刷局）。

2 英語（アルファベット順）

Adler, Michael, Petch, Alison & Tweedie, Jack [1989] *Parental choice and educational policy* (Edinburgh University Press).

Ball, Stephen [1993] "Education markets, choice and social class : the market as a class strategy in the UK and the USA," *British Journal of Sociology of Education*, vol.14, no.1, pp.3-19.

Ball, Stephen, Bowe, Richard & Gewirtz, Sharon [1994] "Market forces and parental choice," in Tomlinson ed. [1994], ch.1.

—[1995] "Circuits of schooling : a sociological exploration of parental choice of school in social class contexts," *The Sociological Review*, vol.43, no.1, pp.52-78.

—[1996] "School choice, social class and distinction : the realization of social advantage in education," *Journal of Education Policy*, vol.11, no.1, pp.89-112.

Beale, Valerie & Pollitt, Christopher [1994] "Charters at the grass-roots : a first report," *Local Government Studies*, vol.20, no.2, pp.202-225.

Bibby, Peter & Lunt, Ingrid [1996] *Working for children : securing provision for children with special educational needs* (David Fulton).

Booth, Tony, Swann, Will, Masterton, Mary & Potts, Patricia eds. [1992] *Learning for all 2 : policy for diversity in education* (Routledge).

Bowe, Richard & Ball, Stephen [1992] "Doing what should come naturally" : an exploration of LMS in one secondary school," in Wallace ed. [1992], ch.5.

Bowe, Richard, Bal, Stephen J. with Gold, Anne [1992] *Reforming education and changing schools : case studies in policy sociology* (Routledge).

Bullock, Alison & Thomas, Hywel [1997] *Schools at the centre : a study of decentralisation* (Routledge).

Bush, Tony, Coleman, Marianne & Glover, Derek [1993] *Manging autonomous schools : the grant-maintained experience* (Paul Chapman Publishing).

Cabinet Office [1991] *The Citizen's Charter : raising the standard* (HMSO).

Dent, H.C. [1977] *Education in England & Wales* (Hodder & Stoughton).

- DFE [1992] (Department for Education) *Choice and diversity : a new framework for schools* (HMSO).
- [1994] *Our children's education : the updated Parent's Charter*.
- Dunford, John & Sharp, Paul [1990] *The education system in England & Wales* (Longman).
- Echols, Frank, McPherson, Andrew & Willms, J. Douglas [1990] "Parental choice in Scotland," *Journal of Education Policy*, vol.5, no.3, pp.207-222.
- Echols, Frank & Willms, J. Douglas [1995] "Reasons for school choice in Scotland," *Journal of Education Policy*, vol.10 no.2, pp.143-156.
- Edwards, Tony & Whitty, Geoff [1997 a] "Specialisation and selection in secondary education," *Oxford Review of Education*, vol.23, no.1, pp.5-15.
- [1997 b] "Marketing quality : traditional and modern versions of educational excellence," in Glatter et al. eds. [1997], ch.3.
- Fitz, John, Halpin, David & Power, Sally [1997] "Between a rock and a hardplace" : diversity, institutional identity and grant-maintained schools," *Oxford Review of Education*, vol.23, no.1, pp.17-30.
- Gewirtz, Sharon, Ball, Stephen & Bowe, Richard [1993] "Parents, privilege and the education market-place," *Research papers in Education*, vol.9, no.1, pp.3-29.
- [1995] *Markets, choice and equity in education* (Open University Press).
- Gewirtz, Sharon, Miller, Henry & Walford, Geoffrey [1991] "Parents' individualist and collectivist strategies at the city technology college, Kingshurst," *International Studies in Sociology of Education*, vol.1, pp.173-191.
- Glatter, Ron, Woods, Philip A. & Bagley, Carl eds. [1997] *Choice and diversity in schooling : perspectives and prospects* (Routledge).
- Halpin, David, Power, Sally & Fitz, John [1997] "Opting into the past? : grant-maintained schools and the reinvention of tradition," in Glatter et al. eds. [1997], ch.5.

- §32
- Halsted, J. Mark ed. [1994] *Parental choice and education : principles, policy, and practice* (Kegan Page).
- Lee, Tim [1992] "Local management of schools and special education," in Booth et al. eds. [1992], ch.24.
- [1996] *The search for equity : the funding of additional educational needs under LMS* (Avebury).

Levacic, Rosalind [1992] "Local management of schools: aims, scope and impact," *Educational Management and Administration*, vol.20, no.1, pp.16-29.

——— [1993] "Assessing the impact of formula funding on schools," *Oxford Review of Education*, vol.19, no.4, pp.435-457.

——— [1995] *Local management of schools : analysis and practice* (Open University Press).

MacLure, Stuart ed. [1988] *Education reformed : a guide to the Education Reform Act 1988* (Hodder & Stoughton).

Power, Sally [1992] "Researching the impact of education policy : difficulties and discontinuities," *Journal of Education Policy*, vol.7, no.5, pp.493-500.

Power, Sally, Halpin, David & Fitz, John [1994] "Underpinning choice and diversity? : the grant-maintained schools policy in context," in Tomlinson ed [1994], ch.2.

Reay, Diane & Ball, Stephen J. [1997] "Spoilt for choice" : the working classes and educational markets," *Oxford Review of Education*, vol.23, no.1, pp.89-101.

Sinkins, Tim [1995] "The equity consequences of educational reform," *Educational Management and Administration*, vol.23, no.4, pp.221-232.

Sinkins, Tim, Ellison, Linda & Garrett, Viv eds. [1992] *Implementing educational reform : the early lessons* (Longman).

Stilman, Andy & Maychell, Karen [1986] *Choosing schools : parents, LEAs and the 1980 Education Act* (NFER-Nelson).

Thomas, Hywel [1996] "Efficiency, equity and exchange in education," *Educational Management and Administration*, vol.24, no.1, pp.31-47.

- Thomas, Hywel & Bullock, Alison [1992 a] "Local management funding formulae and LEA discretion," in Simkins et al. eds. [1992], ch.18.
- [1992 b] "School size and local management funding formulae," *Educational Management and Administration*, vol.20, no.1, pp.30-38.
- [1994] "The political economy of local management of schools," in Tomlinson ed. [1994], ch.3.
- Tomlinson, Sally [1997] "Diversity, choice and ethnicity: the effects of educational markets on ethnic minorities," *Oxford Review of Education*, vol.23, no.1, pp.63-76.
- Tomlinson, Sally ed. [1994] *Educational reform and its consequences* (IPPR/Rivers Oram Press).
- Walford, Geoffrey [1994] *Choice and equity in education* (Cassell).
- [1997] "Diversity, choice, and selection in England and Wales," *Educational Administration Quarterly*, vol.33, no.2, pp.158-169.
- Walford, Geoffrey & Miller, Henry [1991] *City technology college* (Open University Press).
- Wallace, Gwen ed. [1992] *Local management of schools: research and experience* (Multilingual Matters).
- West, Anne [1992] "Factors affecting choice of school for middle class parents: implications for marketing," *Educational Management and Administration*, vol.20, no.4, pp.212-221.
- [1994] "Choosing schools: the consumers' perspective," in Halstead ed. [1994], ch.8.
- West, Anne, David, Miriam, Halles, Jean & Ribbens, Jane [1995] "Parents and the process of choosing secondary schools: implications for schools," *Educational Management and Administration*, vol.23, no.1, pp.28-38.
- West, Anne, Pennell, Hazel & Edge, Ann [1997] "Exploring the impact of reform on school-enrollment policies in England," *Educational Administration Quarterly*, vol.33, no.2, pp.170-182.
- Whitty, Geoff, Edwards, Tony & Gewirtz, Sharon [1993] *Specialisation and choice in urban education: the city technology college experiment* (Routledge).

Whitty, Geoff, Power, Sally & Halpin, David [1998] *Devolution and choice in education : the school, the state and the market* (Open University Press).

Willms, J. Douglas & Echols, Frank [1992] "Alert and inert clients : the Scottish experience of parental choice of schools," *Economics of Education Review*, vol.11, no.4, pp.339-350.

Woods, Philip A., Bagley, Carl & Glatter, Ron [1998] *School choice and competition : markets in the public interest?* (Routledge).